

入札説明書

粉体測定装置一式の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
粉体測定装置一式の調達及び設置
- (2) 調達物品の仕様等
仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和6年6月28日(金)
- (5) 納入場所
兵庫県姫路市書写2167 兵庫県立大学姫路工学キャンパス

2 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は名簿に登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていなこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札説明書、仕様書等の交付及び申込書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒651-2197 神戸市西区学園西町8-2-1
兵庫県立大学社会貢献部産学連携・研究支援課
電話(078)794-6674 FAX(078)794-5575
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和6年1月17日（水）～令和6年2月2日（金）までの各日午前9時から午後4時まで
(土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く。)
- (3) 提出書類
 - ア 申込書を作成の上、前期（1）の提出場所に直接持参又は簡易書留による郵送により提出すること。（郵送の場合は、令和6年2月1日（木）午後4時までに必着のこと。）
 - イ 前記2（1）の事実確認のため、県又は本法人が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。
- (4) 入札参加資格の確認
 - ア 本件入札参加資格の確認基準日は、前記（2）の最終日とする。
 - イ 申込者の本件入札参加資格の確認の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和6年2月9日（金）までに、申込者に文書（一般競争入札参加資格審査結果通知書）で通知する。

については、返信用封筒（定型長3）を申込書に添えて提出すること。返信用封筒には84円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加者の資格確認以外には、申込者に無断で使用しない。

4 入札説明会

実施しない。

5 仕様書等に関する質問

仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を提出すること。

(1) 受付期間及び受付場所 令和6年1月17日（水）から令和6年2月2日（金）まで（各日午前9時から午後4時まで。土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午前1時までを除く。）に前記3（1）へ持参又はFAXにより提出すること。

(2) 提出書類

質問書（任意様式）による。

(3) 質問に対する回答

令和6年2月7日（水）までに申込者に通知する。

6 入札・開札の日時、場所及び方法

(1) 日時 令和6年2月14日（水）午前10時00分

(2) 場所 兵庫県立大学本部棟1階小会議室

(3) 入札方法 入札書は、上記の日時及び場所で入札箱に直接投入すること。

7 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1（1）に示した名称とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は県または本法人に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

なお、この場合にあっては、入札開始前に委任状（別紙様式）を入札執行者に提出すること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものは、署名をもって代えることができる。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(6) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

8 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年2月13日（火）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 過去2年に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他公共的団体（本法人を含む。）とその契約と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたって契約し、それをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと本法人が認めるとき。

イ 保険会社との間に本法人の理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和6年2月13日（火）以前の任意の日を開始日とし、令和6年2月23日（金）以降の任意の日を終了日とすること。

※入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

ア 過去2年に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他公共的団体（本法人を含む。）とその契約と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたって契約し、それをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと本法人が認めるとき。

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

ウ 保険会社との間に理事長を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

10 開札

開札は、入札執行後直ちに入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

11 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人契約事務規程（平成25年法人規程第56条）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、ただちに再度の入札をし、再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

12 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
- (2) 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年2月23日（金）以降までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- (6) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (7) 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となった以外の者。

13 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札に執行をおこなうことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

14 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申請書又は関係書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が県又は本法人の入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、本法人の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には「ア暴力団及び暴力団員に該当しないこと、イ暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと、ウ前記ア及びイに違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他本法人が行う一切の措置に異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める